

## 1 成年後見制度の趣旨，理念

成年後見制度とは，精神上の障害により判断能力が欠ける，あるいは不十分な方に援助者を選任し，契約の締結等を代わって行ったり，本人が誤った判断に基づいてした行為を取り消して本人を保護する制度です。

成年後見制度の理念は，本人保護の理念を源とし，本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。審理の中で，できる限り本人の意向を聴いたり，補助，保佐の代理権付与には本人の同意を必要とするなど，本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。

また，障害のある方も家庭や地域で通常の生活をする事ができる社会をつくらうというノーマライゼーションの理念も，成年後見制度の理念の一つであるとされます。

成年後見制度は，これらの理念の調和を目指している制度であるといえます。

## 2 成年後見制度設立の経緯

平成 12 年以前は，本人の判断能力の程度に応じて，禁治産と準禁治産の 2 つの類型が設けられていました。しかし，これらの制度は，制度が硬直的であるなど，いろいろな点で利用しにくいとの指摘がありました。

高齢社会を迎え認知症のある高齢者が増加しており，高齢者が利用しやすい成年後見制度を求める要望がありました。

知的障害者や精神障害者等の福祉を充実するとの観点からも，知的障害者や精神障害者等が利用しやすい成年後見制度を求める要望がありました。

これらの声を受けて，民法の改正や，関連法規が整備され，平成12年4月に現行の成年後見制度が新設されることとなりました。

## 3 成年後見制度の概要

成年後見制度には，法定後見と任意後見があります。

法定後見には，本人の判断能力の程度に応じて，成年後見・保佐・補助の 3 つの類型があります。

### (1) 成年後見とは

成年後見の対象者は，自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方，分かりやすくいうと，日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方です。

後見が開始されると，成年後見人が選任され，成年後見人は，本人の行為全般について，本人を代理することができ，本人がした行為を取り消すこともできます。

### (2) 保佐とは

保佐の対象者は，判断能力が著しく不十分で，自己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要な程度の方，すなわち，日常的に必要な買い物程度は単独でできますが，不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借り等，重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の方です。

保佐が開始されると，保佐人が選任され，本人が行う重要な財産行為については，保佐人の同意が必要とされます。本人又は保佐人は，本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為を取り消すことができます。また，必要があれば，家庭裁判所は，保佐人に本人を代理す

る権限を与えたり、同意権の対象行為を拡張することができます。

### (3) 補助とは

補助の対象者は、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、分かりやすく言うと、重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか心配があるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の方です。

補助が開始されると、補助人が選任され、補助人に本人を代理する権限や、本人が取引等をするについて同意をする権限が与えられます。代理権や同意権の範囲・内容は、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断した上で決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人又は補助人は、本人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

補助を開始するに当たっては、本人の申立て又は同意が必要とされています。

### (4) 任意後見とは

任意後見は、原則として、精神上的障害により判断能力が低下した場合に備えて本人があらかじめ契約を締結して任意後見人となる者とその権限の内容を定めておきます。本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任することで契約の効力を生じさせます。

家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは、本人の判断能力が、法定後見でいえば、少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。任意後見人には、契約で定められた代理権のみが与えられます。

### (5) 成年後見人等の身上配慮義務

成年後見人等の行う法律行為には、介護契約などの身上監護を目的とするものもとより、売買契約、賃貸借契約などの財産管理に関するものであっても本人の身上に関連する事項が多いので、成年後見人等は、本人の身上に配慮してその事務を遂行すべき一般的責務を果たすことが求められます。これらは「身上配慮義務」として、本人の心身および生活の状況に配慮すべき義務に関する規定が民法に定められています。

この身上配慮義務は、成年後見人の後見事務である生活、療養看護または財産の管理に関する法律行為をなす際の注意義務ですから、介護労働などの事実行為を含むものではありません。

## 4 成年後見開始事件の手続きの流れ

家庭裁判所での手続きは、申立てを受けて、本人、後見人等の候補者の調査を行い、本人の鑑定手続きをおこないます。裁判所は、調査と鑑定の結果をもとに後見等の手続きを開始するかどうかを判断して審判を行います。後見等の手続きが開始された後には、後見監督処分事件として家庭裁判所の監督をうけることとなります。

これらの手続きのなかで、家庭裁判所では、申立人や後見人に対して、各種パンフレット等を利用しながら、制度や手続きの流れなどの説明をおこないます。

家庭裁判所では、家事の受付相談を行っていますので、そこで当事者の事情をお聞きして、皆様のお手元の資料「成年後見申立の手引」をもとに制度の大まかな説明と手続きの流れの説明を行い、後見事件の申立を助言することがあります。

以下は、主として成年後見開始の申立てにおける手続きの流れですが、申立てを受け付けた

後は、担当の係書記官が、申立書の記載内容と添付書類の有無とその審査を行い、その後審判官から調査命令が出されることとなります。

家庭裁判所調査官の調査では、財産の状況や今後の財産管理事務の見通しを把握するために、本人と後見人候補者へ書面照会や面接調査を行い、本人の意向を聴取したり、後見人などの候補者が後見人等としてふさわしいかどうか、本人の財産状況や親族間に争いがないかどうかなどを調査します。調査時に調査官が成年後見人の候補者に、皆様のお手元の資料「仕事と責任」をつかって成年後見人の職務内容について説明をおこないます。

さらに、本人の精神上的障害の有無や判断能力の程度を判定するにあたって、医学上の見解を前提としていますので、鑑定が行われることとなります。鑑定は、本人の主治医に依頼することが多く、鑑定費用は5万円から10万円となります。

審判では、調査官の調査報告と鑑定医の鑑定書等をもとに、裁判官が、後見等の手続を開始するか、後見人等に誰を選任するかを判断し、審判を行います。審判時には、成年後見人に対して、お手元の資料「成年後見人Q&A」をもとに、成年後見人の任務と今後行う事務について説明をします。

## 5 後見監督処分事件について

後見監督については、成年後見制度の法改正の際に国会の附帯決議がなされ、その決議の中で、家庭裁判所による後見監督の事務の強化が求められています。

後見・保佐又は補助が開始された場合、家庭裁判所は、後見人、保佐人又は補助人に対し、その事務について報告を求めたり、本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、後見監督人等を選任して監督に当たらせることができます。また、後見人等が不正行為をするなど、その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人の事務を監督することとなります。

これらの監督を通じて、後見等の事務が適正に行われることが担保されています。

## 6 事件数の推移

成年後見の前身である禁治産の、全国での平成11年度(同年4月から翌年3月まで・・・以下同じ)の申立件数は、3000件弱であったものが、平成15年度の成年後見の全国での申立件数は5倍近い1万4000件以上となり、著しく増加しております。

保佐の前身である準禁治産の、全国での平成11年度の申立件数は、600件強であったものが平成15年度の保佐の全国での申立件数は倍以上の1600件以上と増加しています。補助・任意後見の事件についても増加傾向にあるといえます。

後見監督事件については、平成11年度の事件数は、2500件程度であったものが、平成15年度には18000件程度になるなど7倍の増加となり、その著しい増加傾向はつづいております。

## 7 今後の課題

ご紹介したとおり、後見関係事件の利用者数は、著しく増加しており、増加した事件を的確かつ迅速に処理するという要請が一層求められることとなります。

そのために、後見関係事件の担当係では、より充実した運用を目指して努力と工夫を重ねております。また、利用者に対しても制度や審理手続等についての理解を深めることができるよう、必要かつ十分な情報提供を行うことが重要です。